

バリアフリー法の改正及び改正後の円滑な施行を求める意見書

平成18年のバリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定の進展を見せていますが、急速に人口減少、少子・高齢化が進む中、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、全国の市町村においては、さまざまな事情から基本構想等の作成が進まない地域もあります。

また、既存公共交通施設のバリアフリー化の促進や、公共交通事業者の接遇の向上が急務となっている中、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとして残していくとともに、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地のバリアフリー化を進める必要があります。

そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域が抱える課題の解決を目指すことが不可欠です。政府においても、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めるため、平成29年2月、関係閣僚会議で「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定しており、こうした状況を踏まえ、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向け、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施する必要があります。

よって、国会及び政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 地域の面的、一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
2. 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進められる枠組みについて検討すること。
3. バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障害者等の意見を聴取できる仕組みを検討すること。あわせて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力が得られるよう、国として教育活動、広報活動等に努めること。
4. バリアフリー法改正後、速やかに円滑な施行を行う観点から、改正内容について十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月28日

枚方市議会議長 福留利光

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

国土交通大臣